

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	鈴和建设有限会社	代表者氏名	代表取締役 鈴木淳公
主たる営業所の所在地	湖西市古見 1297		
許可番号	静岡県知事許可 (特-30) 第 9752 号	許可を受けている 建設業の種類	土木工事業 建築工事業 とび・土工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業 解体工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	平成 30 年 6 月 25 日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 1 項本文 (第 26 条第 2 項及び第 3 項該当)		
処分の内容 建設業法第 28 条第 1 項の規定に基づく指示 1 違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。 (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。 (2) 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員に対し継続的に研修を行うこと。 2 前項各号について講じた措置 (前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には、これを含む。) を速やかに文書により報告すること。			
処分の原因となった事実		配置技術者違反	
鈴和建设有限会社は、湖西市内の民間社屋及び工場新築工事において、専任の監理技術者を配置しなければならないにもかかわらず、営業所の専任技術者を配置するとともに、当該技術者をこの工事と期間が重複する同市内の小学校屋外トイレ設置工事の主任技術者として配置していたことから、第 26 条第 2 項及び第 3 項に違反することが認められる。 このことが、建設業法第 28 条第 1 項本文に該当するものと認められる。			
その他参考となる事項			